

年次有給休暇に関する条約
(ILO 第 132 号条約)

1. 採択年と批准国数

本条約は、1970年のILO（国際労働機関）第54回総会で採択された。2014年3月現在の既批准国は、36カ国である。

2. 条約の概要

本条約は、労働者の年次有給休暇の権利を確保するため、年次有給休暇について最低6箇月の勤務期間を条件として

- 1年につき3労働週以上とすべきこと
- 年次有給休暇の分割された部分の1つは、労使間での定めがある場合を除き、少なくとも中断されない2労働週からなるものとすべきこと

等を規定している。